

# 光福寺 涅槃堂(合葬納骨堂)利用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先)光福寺住職

本 籍

〒

住 所 市

申請者 (ふりがな)

氏 名 ㊟

(永年利用の場合、実印押印)

生年月日 大・昭・平 年 月 日

電 話

立会人(連絡人)氏 名 ㊟

住 所

光福寺涅槃堂を利用したいので使用規約・下記誓約書に同意の上、次のとおり申請します。

法 名 死亡者氏名 死亡年月日 (生前申込みの 場合は、申請 者氏名)		死 亡 者(生 前申込みの場合 は、申請者)と の 続 柄	
利 用 期 間	永年利用	令和 年 月 日 から 永年	
	期 限 付 利 用	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
現に焼骨が埋 蔵等されてい る 場 所	所 在 地		施 設 名

(注)

- 1 利用期間は、永年利用又は期限付利用を選択してください。
- 2 火葬許可証をお持ちの方は、「埋蔵等の場所」の欄の記入は、不要です。
- 3 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。

## 永代経納骨許可申請に関する誓約書

光福寺涅槃堂の永代経納骨許可申請については、祭祀の主宰者である私がすべての責任をもち、亡(続柄 )・(氏名 )の焼骨収蔵後において当該焼骨の返還請求しないとともに、光福寺に一切の迷惑をかけないことを誓約いたします。

また、利用許可後、利用を辞退などした場合について、永代経納骨懇志の返還請求しないことを誓約いたします。

# 光福寺 涅槃堂「合葬納骨堂」使用規約

## 第1条 名称

光福寺 涅槃堂（以下、納骨堂という）と称す。

## 第2条 管理および運営

宗教法人光福寺（以下、当寺という）がこれにあたる。

## 第3条 永代経納骨 一時利用について

- (1) 当寺住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方であれば申し込みできる。
- (2) 申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- (3) 生前の申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、立会人（連絡人）と連署・捺印の上行う。
- (4) 申し込み者（以下、施主という）は、納骨堂の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
- (5) 申し込みは随時受け付ける。

## 第4条 納骨について

- (1) 火葬した人骨のみを納骨袋にて個別に納骨する。副葬品等は納めることは出来ません。納骨に際しては火葬・改葬証明書を提出して下さい。
- (2) 納骨した遺骨は事情の如何を問わず返還できません。

## 第5条 法要について

- (1) 納骨時に納骨法要を行う。但し、納骨法要は施主と当寺の間で日時を決定し行うものとする。納骨年度の永代経法要には参加してください。
- (2) 納骨および納骨堂に関する法要および儀式は当寺が当寺の作法および經典にて行う。
- (3) 納骨された諸仏の法名は、当寺本堂設置の永代供養法名軸に記載し、納骨以降、毎年秋の永代経法要において永代供養を行う。
- (4) 個別の年忌法要や回向は、当寺と施主の間で別途取り決める。

## 第6条 永代経納骨懇志 一時利用懇志

- (1) 永代経納骨懇志は三十万円以上／一霊とし、二霊目からは二十万円以上とする。永代経法要御供養代一万五千円を添えて申し込み時に一括納入する。
- (2) 墓地改葬で個別納骨できない場合は、懇志一霊目三十万円以上とし、二霊目からは十万円以上とする。  
墓地等に胴骨を埋葬し、頂骨のみの永代経納骨は一霊／十万円以上とする。  
尚 墓じまい等により胴骨を追加納骨の場合は差額の懇志を納入する。
- (3) 一時利用は1年間懇志一万五千円とする。
- (4) 一旦納入された永代経納骨懇志及び一時利用懇志は、理由の如何を問わず返還しない。尚年間管理費等は不要です。

## 第7条 その他

- (1) 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。
- (2) 規約の定めなきものについては、住職の判断による。

以上

平成29年1月1日改定

宗教法人光福寺

住職 池田正信